

令和4年度山九交通遺児奨学生募集要項

1 受給資格

次のすべての要件を備える人です。

- (1) 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、大学、短期大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（いずれも通信制の課程を除く。）に在学していること ※令和4年4月に入学予定の方も申請できます。
 - (2) 交通事故により主たる生計維持者である父又は母と死別していること
 - (3) 経済的理由により修学が困難なこと
 - (4) 北九州市内に住所を有すること又は主たる生計維持者が北九州市に住所を有していること
- ※ 他の奨学金との併給は可能です。

2 奨学金の給与額及び期間

(1) 給与額

区分		修学資金	入学一時金
高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程	国公立	月額 15,000 円	一時金 50,000 円
	私立	月額 21,000 円	
高等専門学校		月額 16,000 円	
大学、短期大学、大学院、専修学校の専門課程	国公立	月額 25,000 円	一時金 100,000 円
	私立	月額 31,000 円	

(2) 給与期間

- ア 修学資金 各学校の正規の修学期間
イ 入学一時金 各学校の第1学年入学月に限る
- ※ この奨学金は返還する必要はありません。

3 奨学金の申請

(1) 申請方法

奨学金の受給を希望する人は、申請書に次の書類を添えて申請してください。

- ア 世帯全員の住民票の写し（本人と主たる生計維持者が別の世帯に属する場合は、それぞれの世帯全員の住民票の写し）
- ※ ただし、本人又は主たる生計維持者が、後日北九州市に転入される場合は、住民票の写しは転入後速やかに提出してください。（受給資格（4）の確認のため）
- イ 戸籍謄本等父又は母の死亡が確認できる書類（住民票で死亡が確認できる場合は、必要ありません。）
- ウ 交通事故証明書（交通事故証明書が発行されない場合は、当課の指定する交通事故申立書に交通事故を証明する資料を添えて提出してください。）
- エ 主たる生計維持者の所得額を証明する書類

(2) 申請書受付期間

令和4年1月17日(月)から2月28日(月)まで
(上記期間外の申請についてはお問い合わせください。)

(3) 申請書提出先及び問い合わせ先

北九州市 市民文化スポーツ局 安全・安心都市整備課
〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号
電話：582-2866

4 給与の決定

令和4年3月に本人宛てに通知します。

5 在学証明書の提出

奨学金の給与決定を受けた人は、令和4年4月15日(金)までに、在学証明書を上記申請書提出先に提出してください。

(3(2)の期間外に申請される場合はお問い合わせください。)

山九交通遺児奨学金の給与に係る所得基準（令和4年度奨学生用）

世帯区分	所得基準額	
世帯 人 員	1人	4,203,000円
	2人	4,919,000円
	3人	5,108,000円
	4人	5,958,000円
	5人	7,612,000円
	6人	7,720,000円
	7人	7,830,000円

※ 主たる生計維持者の所得による基準です。